

## 高額療養費の申請は確定申告の前にお願ひします

問い合わせ 国保年金課 ☎(888)5630

世帯のひとか月の医療費自己負担額が、一定額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。申請の際、窓口で領収書の原本を確認しますので、確定申告などで領収書を提出する前に、高額療養費の手続きをしてください。



### 高額療養費制度の申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 振込先の預金通帳(世帯主名義)
- 手続きされるかたの身元確認書類(運転免許証など)
- 世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類
- 医療機関の領収書原本(受付印を押してお返しします)

申請窓口  
(平日)

国保年金課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、<sup>サービスセンター</sup> 駅東SC、<sup>サービスセンター</sup> 岩見三内・大正寺の各連絡所

### ◆70歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	高額療養費該当回数(3回目まで)	多数該当(4回目以降)	適用区分
上位所得者	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

\*過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額が下がります。

### ◆70歳以上のかたの自己負担限度額(月ごと)

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上のかた	29年7月まで	44,400円
		29年8月から	57,600円
一般	課税所得145万円未満のかた	29年7月まで	12,000円
		29年8月から	14,000円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

\*「現役並み」「一般」の外来+入院は、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から自己負担限度額が「44,400円」になります。

## 平成30年度からの税制改正 (所得税は平成29年分から)

### ◆給与所得の計算方法が一部変わります

その年中の給与(1月~12月分)の収入金額が1,000万円を超える場合、給与所得控除の上限が220万円になります。

### ◆医療費控除は領収書の代わりに明細書の添付が必要になります

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。また、医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入が省略できます。

### ◆「セルフメディケーション税制」による特例(医療費控除の特例)が新設

健康の保持増進や疾病予防の取り組みを行うかたが、特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)などを購入した場合、一定の所得控除が受けられます。

なお、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることができません。

**控除額**▶特定一般用医薬品などの購入費の合計額(保険金などで補てんされる金額を除く)から12,000円を引いた額(上限88,000円)

**適用期間**▶平成29年1月1日~33年12月31日に購入したもの



### 申告に向けて

災害により住宅や家財などに損害を受けたかたは、申告により雑損控除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

住宅借入金等特別税額控除および配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の適用を受けるには、翌年度の住民税額が通知される前に申告してください。

問い合わせ

確定申告は…秋田南税務署 ☎(832)4121

秋田北税務署 ☎(845)1161

住民税の申告は…市民税課 ☎(888)5476